

【 正当理由「⑤」又は「⑥」計算シート 】

・この書類は、80%を超えた正当理由として、「⑤」又は「⑥」を位置付けたサービス全てについて、サービスごとに作成・提出が必要となります。（80%を超えた正当な理由として、「⑤」及び「⑥」を位置付けていない場合には作成いただく必要はありません。）

・「⑤」又は「⑥」のいずれかに該当する場合、当該理由に該当していることを確認できる書類とこの計算シートを併せて提出してください。（当該理由に該当している利用者全員分の書類を提出してください。）支援経過等、既存の記録の写しを提出する場合は原本証明は不要です。既存の記録を使用しない場合は、理由書（様式は任意）を作成し、提出してください。

①事業所名はチェックシート様式シートで入力したものが表示されます。

事業所名	
------	--

②該当するサービスをリストから選択してください。

正当な理由として「⑤」又は「⑥」を位置付けたサービス	訪問介護
----------------------------	------

A 正当な理由「⑤」又は「⑥」に該当する利用者の居宅サービス計画を除外せずに計算した場合の居宅サービス計画数

（チェックシートに記載した件数と一致）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
上記サービスを位置付けた居宅サービス計画の総数	35	35	35	35	35	35	210
紹介率最高法人が運営する事業所を位置付けた居宅サービス計画数	32	32	32	32	32	32	192

③月ごとの居宅サービス計画数を入力してください。「合計」は自動で表示されます。

B 正当な理由「⑤」に該当する居宅サービス計画

⑤	当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等において支援内容の意見・助言を受けている利用者の居宅サービス計画数						
---	---	--	--	--	--	--	--

C 正当理由「⑥」に該当する利用者

④理由に該当した月から除外されるものですので、「オ」の場合、継続して利用している利用者であっても、10月に理由書の提出があったものについて、9月分は除外できません。

⑥	ア	当該サービス事業所において、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度を利用している利用者						
	イ	判定期間中の廃止、休止等により、サービスが提供できなくなった他の法人が運営する居宅介護支援事業所から引き受けざるを得なくなった利用者（居宅介護支援事業所の変更前からサービス事業所が変更されていない場合に限る。）						
	ウ	サービス提供に当たって、市、地域包括支援センター等と居宅介護支援事業所が連携して支援している利用者						
	エ	主治の医師等とサービス事業所との密接な連携を確保するため、当該サービス事業所によるサービスの利用を、主治の医師等から指示又は勧奨を受けている利用者						
	オ	アセスメント（課題分析）に基づき、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において、利用者が希望するサービス、地域等に合致した異なる法人が運営する5以上のサービス事業所を比較検討できるよう、居宅介護支援事業所から事業所一覧表、パンフレット等による十分な説明を受け、利用者の希望及び当該事業所を選択した理由を文書で居宅介護支援事業所に提出している利用者	15	21	21	21	21	120

D 正当な理由「⑤」又は「⑥」に該当する利用者の居宅サービス計画を除外した後の件数及び割合

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
上記サービスを位置付けた居宅サービス計画の総数（上記 B、C 除外後）	20	14	14	14	14	14	90
紹介率最高法人が運営する事業所を位置付けた居宅サービス計画の総数（上記 B、C 除外後）	17	11	11	11	11	11	72

⑤A、B、Cを入力するとDは自動で表示されます。B、Cの件数を上段、下段どちらからも除外します。

除外後の割合: 80.0%

⑥A、B、Cを入力すると割合は自動で表示されます。小数点第2位切り上げ。80.0%であれば減算は適用されません。80.1%以上の場合、減算が適用されます。